

①成田市

事業実施区域における工場において、生産性の向上を目的とした生産施設の建替えや増設を計画するにあたり、現在適用されている緑地面積率、環境施設面積率の基準のもとでは、敷地の効果的な利用が困難となっている。そこで、国家戦略特区制度の趣旨を踏まえ、産業の国際競争力の強化のため、事業実施区域における生産施設の新增設の促進を目的とし、既存準則に代えて適用すべき準則を定める。

ア) 事業実施区域

成田市 工業専用地域 野毛平工業団地（別紙 112-1）
 豊住工業団地（別紙 112-2）
 大栄工業団地（別紙 112-3）
 成田市 工業地域 成田新産業パーク（別紙 112-4）

イ) 既存準則に代えて適用しようとする準則の内容

地域の産業の国際競争力の強化、経済の活性化に向けて、生産施設の新增設の際の自由度を最大限に高めるため、ア) の事業実施区域においては、緑地面積率及び環境施設面積率を本特例の下限值である 1 % 以上とする。

区域の範囲	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設の面積の敷地面積に対する割合
「ア) 事業実施区域」に記載の区域	100 分の 1 以上	100 分の 1 以上

ウ) 実施に際し配慮すべき生活環境との調和に関する事項

事業実施区域は都市計画法上の工業専用地域及び工業地域に指定されており、住居や商業施設といった、住民環境は区域内に存在しない。

事業実施区域の工業団地はいずれも郊外に存しており、周辺の大部分に住民環境は存在しない。周辺の一部には既存住宅もみられるが、区域の周囲は工業団地造成時に整備されたグリーンベルトや市の管理する緑地や公園等で囲まれ、工業団地の外部に対する緩衝帯となっており、既存住宅のみられるエリアも区域縁辺部が森林や農地に囲まれていることから、生活環境との調和を損なうことはない。

周囲の緑地については、市の維持管理する緑地、公園、街路樹としての保全や地区計画における目的外使用の制限等により、当該特定事業の実施後も引き続

き緑地を維持することで、生活環境との調和を図る。

さらに、特例活用事業者とは市の環境保全協定※等を締結することにより、環境への負荷軽減の取組みを求めることで、市域全体の温室効果ガスの排出抑制や水環境の保全等を推進し、間接的に周辺の生活環境の維持を図る。

※成田市地球環境保全協定の概要…事業者と市が協働して環境への負荷が少ない持続可能な循環型社会を構築することを目的として、事業者と市との間で締結する協定であり、事業者は、地球温暖化対策、省エネルギー対策、エコドライブの推進、ごみの減量・リサイクルの推進等の環境保全策に取り組むとともに、エネルギー使用量等の具体的な削減目標を設定し、達成状況の評価や改善点等を、毎年市に報告するもの。